

ペットとの避難同行マニュアル



令和 7 年 6 月

宮崎県綾町

はじめに

近年、地震や豪雨、台風などの自然災害が全国各地で頻発しており、私たちの暮らしにも大きな影響を及ぼしています。こうした災害が発生した際、人と同様にペットも命の危機にさらされます。ペットは多くの人にとってかけがえのない家族の一員であり、その命を守るためにには、日頃からの備えと冷静な行動が欠かせません。

このマニュアルは、災害時にペットと共に安全に避難するための基本的な考え方や準備、避難行動のポイントをまとめたものです。同行避難とは、災害時にペットと一緒に避難所まで避難することを指しますが、避難所での受け入れ態勢や他の避難者との関係を考慮すると、事前の準備と心構えが非常に重要になります。

災害はいつ起こるかわかりません。「そのとき」に慌てることのないよう、平時から本マニュアルを活用し、備えを整えておくことが大切です。飼い主一人ひとりの意識と行動が、大切なペットの命を守ることにつながります。

目 次

1 ペットの同行避難の基本的な考え方	2
2 飼い主としての平常時における準備	4
3 避難所でのペットの管理方法	7
4 避難所等以外でのペットの管理	10

1 ペットとの同行避難の基本的な考え方

本町では、台風等の風水害や地震等災害が発生した場合の指定避難所（以下、「避難所」という。）を7個所（綾小学校、綾中学校、綾町体育館、綾町武道館、綾町中央公民館、綾町高年者研修センター、綾てるはドーム）指定しております。しかしながら、本町の避難所は一般的に使用できる部屋数や容積に限界があり、避難者が生活する場所と区別して、ペットの飼育場所を別に確保することが困難な状況にあります。

このため、本町の避難所におけるペットの飼育場所や同行避難については、以下の考え方を基本にします。

ただし、身体障がい者補助犬法に定められた補助犬（盲導犬、介護犬及び聴導犬）を伴った避難（同伴避難）については、ペット対応とは異なり、飼い主と補助犬を同一の空間で受け入れるものとすることから、ペットから「補助犬」は除外します。

【避難所でのペット受け入れについての基本的な考え方】

- 1) ペット同伴での避難所としては、綾中学校体育館を指定いたします。
- 2) 犬や猫などのペット（以下「ペット」という。）は、ケージやキャリーバッグなど（以下「ケージ」という。）に入れるか、ひもや鎖でつなぐなどの処置をしなければ原則として受け入れはできません。
- 3) ペットの飼育専用スペースは、原則として避難所等敷地内の屋外スペースとしますが、ケージに入れる場合には、屋内スペースでも可能とします。なお、屋内のペット飼育専用スペースには、町が準備したシートを敷いておきますのでご利用ください。
- 4) ペットの飼育・管理は、飼い主が責任をもって行わなければなりません。
- 5) ペットの飼育に必要なもの（ペットフード等）は、基本的に飼い主が用意してください。（町では、ペット用の備蓄品等は準備しておりません。）

【避難所でのペット飼育についてのルール】

- ① ペットは、必ず指定された場所で、つなぐかケージの中で飼育すること。
- ② 飼育場所や施設は、飼い主によって常に清潔にし、必要に応じて消毒等を行うこと。
- ③ 飼い主は、ペットの苦情、危険防止に努めること。
- ④ 飼い主は、必ず屋外の指定された場所で排泄させ、後始末を行うこと。
- ⑤ 給餌は、時間を決めて、その都度きれいに片づけること。
- ⑥ ノミ等の駆除に努めること。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行うこと。
- ⑧ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに町職員や避難所を運営している方に届け出ること。



2 飼い主としての平常時における準備

1) 普段暮らしの中での防災対策

災害時にペットを守るためにには、まず飼い主が無事でいることが重要です。住まいの耐震や家具の転倒防止等安全確保に備えてください。

① ペットを屋内で飼育している場合

- ア 家具が転倒しても下敷きにならないような場所にケージを置くなどペットの安全を確保してください。
- イ 安全性が高い場所を用意し、ペットが逃げ込める場所を確保してください。

② ペットを屋外で飼育している場合

- ア 飼育場所の周辺にブロック塀やガラス窓など破損や倒壊の恐れがないか確認してください。
- イ 首輪や鎖が外れたり、切れたりして逃げ出す恐れがないか確認してください。

2) ペットのしつけと健康管理

災害発生時には、ペットもパニックになり、いつもと違う行動をとる可能性があります。避難所生活に適応できるように、日ごろから必要なしつけと健康管理に努めてください。そうすることで避難所等における他人への迷惑となる行動を防止とともにペット自身のストレスを軽減することにつながります。

3) ペットが迷子にならないための対策

災害時には、やむを得ずペットを残して避難したり、ペットとはぐれてしまう場合もあります。

外から見て、誰でもすぐわかる迷子札等をつけましょう。脱落の恐れがなく、確実な身分証明となる「マイクロチップ」を装着することもできます。

※ マイクロチップとは、直径2ミリ、長さ8~12ミリの円筒形の電子標識器具で、15桁の数字（個体識別番号）が記録されています。一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配がなく、より確実な身元証明になります。

マイクロチップを装着した後は、必ず（公社）日本獣医師

会などにマイクロチップ番号や飼い主の連絡先などの登録手続きを行い、転居等で登録情報に変更が生じた場合は、変更手続きを行ってください。

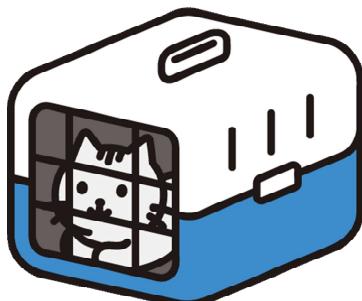
4) ペット用の避難用具や備蓄品の確保

避難先においてペットの飼育に必要なものは、基本的に飼い主が用意する必要があります。(町では、ペット用の備蓄品の準備はしておりません。) 避難所にペット用の救援物資が届くまでには時間がかかることがあるため、飼育に必要なものは、少なくとも5日分(できれば7日分以上)は用意しておきましょう。備蓄品には優先順位をつけ、避難時にすぐ持ち出せるよう飼い主の非常時持ち出し品(備蓄品)とともに保管しておきましょう。

【ペット用の備蓄品と持ち出す際の優先順位の例】

優先順位1

- 療法食、薬
- フード、水(少なくとも5日分、できれば7日分以上)
- ケージ、キャリーバッグ
- 予備の首輪、リード
- ペット用の食器
- 排泄物の処理用具、トイレ用品、ビニール袋
- 飼い主の連絡先、預け先の情報
- ペットの写真(携帯電話に画像を保存しておくことも有効)
- ワクチンの接種状況がわかるもの



優先順位2

- タオル、毛布、ブラシ、ウェットティッシュ
- お気に入りのおもちゃ
- 洗濯ネット(猫の場合、保護や診察の際に使用)

5) 避難を想定した準備

避難指示などの発令に備え、指定緊急避難場所・避難所等の場所を調べておくことが大切です。複数の避難ルートを考え、避難所等までの所要時間や危険な場所を確認しておくことが、安全な避難につながります。

「綾町防災マップ」を確認し、住んでいる地区の被害想定などを把握し、災害の対策や避難方法について家庭内で話し合いをしておきましょう。



3 避難所でのペットの管理方法

避難所等におけるペットの飼育は、原則、飼い主が自ら行ってください。飼い主が共同でペットの飼育を行うために、飼い主全員で「(仮称) 飼い主の会」などを立ち上げ、支えあい、協力して飼育・管理を行うことも一つの方法であると考えます。

飼い主が負傷等で飼育が困難な場合は、他の飼い主やボランティアの協力のもとに「(仮称) 飼い主の会」などが中心となり飼育をお願いします。

1) 飼育スペースの検討

避難所等を開設及び運営する町職員や避難所を運営する方は、避難所等のどこに飼育スペースを設置するか、あらかじめ検討しておくことが重要になります。

なお、フードや水、ケージ、リード、その他の用具など、ペットの飼育に必要な資材等は、飼い主が各自で持参することが原則となっています。



【検討事項】

■ 暑さ、寒さや風雨の影響を受けにくい場所

夏の暑さや冬の寒さを避ける場所として、屋外に設置したペット用のテントや倉庫を利用するのも検討します。それが難しい場合は、ピロティ等の屋根がある場所、もしくはブルーシート等で屋根を作ったり、段ボール等で囲いを作る必要があります。

■ ペットと人との動線が交わらない場所

飼い主以外の人（特に子供）が動物に触ろうとして、かまれたり、引っかかれたりする事故を防ぐために、居住区画の避難者との動線を離す必要があります。動物も人の行き来によるストレスで病気になりやすくなります。

- 鳴き声やにおいが人の居住区画にできるだけ届かない場所
鳴き声やにおいによるトラブルを避けるため、避難者が活動する場所からできるだけ離すか、防音性の高い部屋や倉庫で飼育すること及び炊事場や洗濯場所から離れた場所を検討する必要があります。
- できるだけ動物種ごとに別々の場所
犬と猫のような異種の動物の存在は、動物同士の間に警戒からくるストレスが生じます。そのため、鳴き声の問題が発生したり、病気を発症したりする可能性があります。可能な限り、飼育スペースの中でも動物種ごとに区別することが必要です。特に犬のように鳴き声が問題になりやすい動物は、音の響きを考慮して、他のペットとは別の場所を検討する必要があります。

2) 避難所でのペットの飼育ルールの設定・同行避難訓練の実施

平常時から避難所ごとにペットの基本的な飼育ルールを決めておくことが大切です。ペットを飼育していない避難者にも理解が得られるように、日ごろからペット同行避難の訓練も実施する必要があります。



3) 避難所等での避難生活

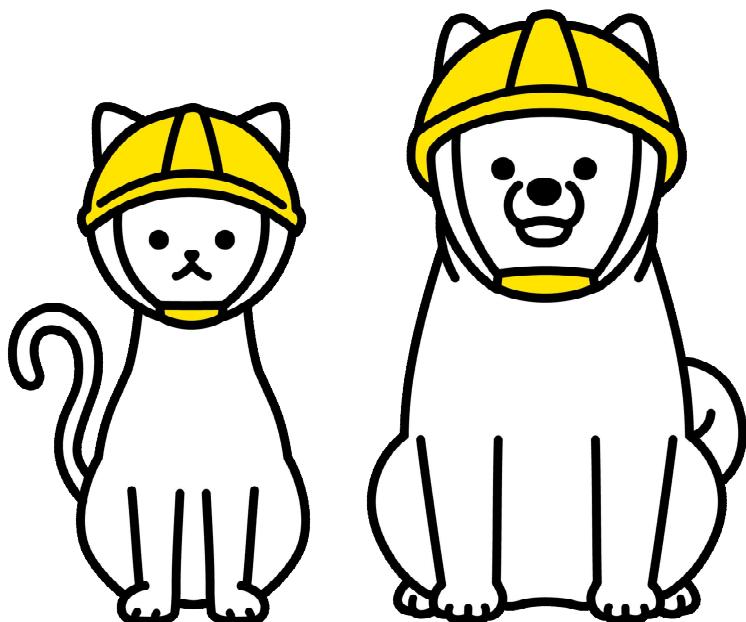
ペットを飼育するうえで重要なことは、「事故を起こさない」ことです。他人に対する注意だけでなく、飼い主自身もけがのないように注意してください。

また、慣れない場所での生活は、大きなストレスが生じ、他の避難者も含め、先行きが見通せないことから不安になり、ペットに関する対立が起これやすくなります。

飼い主には、他の避難者に迷惑をかけない努力が必要となります。また、平時以上の配慮が求められます。

【飼育スペースの管理】

飼育ルールを守って管理を行い、周囲の人への配慮を忘れないようにしてください。動物は慣れない環境でストレスがたまり、逃げ出そうとすることもあります。災害時に逃げ出した動物を保護することは、平時より難しくなります。また、逃げ出した動物によって事故が起こることもあります。これらを防止するため、「戸締りしている場所でケージを開ける」「つなぎとめた犬にリードを付ける際には、まずリードを2つ付けてから1つを外す」など、逃げ出し防止を徹底してください。さらに事故防止のため、飼育スペースには、飼い主、関係者及びボランティア等の協力者以外は立ち入らせないようにしてください。



4 避難所等以外でのペットの管理

避難所等以外でのペットの管理方法として、次のような選択があります。状況を踏まえながら選択することが必要になります。

1) 自宅での管理（在宅避難）

自宅が安全な状況であり、危険が迫っていない状況であれば、自宅に留まりペットとともに在宅避難することが可能です。また、飼い主は、避難所等に避難し、ペットを自宅で飼育する場合は、避難所等から自宅に世話をしに通う方法もあります。ただし、二次災害の危険が考えられる場合は、この方法を避けてください。



2) 施設や親せき、友人に預ける（分離避難）

民間の施設や安全な場所にある親せきや友人の家などにペットを預けることを検討しておくことが大切です。日ごろから複数の預け先を探しておき、メモ等に記載しておくことが必要です。

3) 車中泊（分離避難）

一時的な避難の場合は、車中泊も選択肢の一つとして考えられます。

車中泊の場合は、飼い主がエコノミークラス症候群や熱中症を発症する恐れがあります。よって、適度な運動や十分な水分補給、睡眠がとれる環境の確保、遮光や換気などの対策を行う必要があります。

また、ペットも熱中症になるため、ペットだけ車内に残すときは、車内温度に注意を払い、ペットにも充分な水分補給をさせることが大切です。車から長時間離れる場合は、ペットを安全な飼育場所へ移動させることも必要です。